

1. Exporter's Name, Address and Country: <b>輸出者の名称・住所・国名</b>		Reference No.	Number of page /	
2. Importer's Name, Address and Country: <b>輸入者の名称・住所・国名</b>		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP		
3. Means of transport and route <b>輸送の手段及び経路</b> (わかる範囲内で) 積出・積替・取卸港 船舶名/フライト番号 ●		[ FORM JP ] CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in _____		
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code <b>それぞれの産品ごとの品番(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、品名、HS番号(2002年版)</b>  品名はインボイス上の品名及びHS上の品名と十分関連付けられるものとする。 産品ごとにHS 6桁レベルの番号を記載。 小バナナはその種類、熱帯果実ワインは原料として使用された熱帯果実名を記載。 第2208.90号の産品等、特別な掲名が求められる例外的な場合は、それら特別な品名を記載。 <b>HS第16類の産品</b> については、IOTCに登録されている漁業船舶により得られた <b>材料、船舶名、IOTC登録番号</b> 及び <b>船舶国籍</b> を記載(当該材料が産品の生産に使用されている場合に限る。) <b>HS第18類又は第20類の産品</b> については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の <b>材料</b> 及び当該第三国の <b>国名</b> を記載(当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。) <b>HS第50類から第63類までの各類の産品</b> については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の <b>材料</b> 、当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた <b>工程又は作業</b> 及び当該他方の締約国又は当該第三国の <b>国名</b> を記載(当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。)		5. Origin criterion <b>原産地基準</b>  A、B、Cのいずれかを記入。累積の規定を適用する場合には <b>ACU</b> 、僅少の非原産材料の規定を適用する場合には <b>DMI</b> 、代替性のある産品又は材料の規定を適用する場合には <b>FGM</b> を記載。	6. Quantity (gross or net weight or other quantity units) <b>数量(グロス重量、ネット重量又はその他の数量単位)</b>  記入は必須。	7. Invoice number and date <b>インボイスの番号及び日付</b> ●
<p>原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合、産品が締約国に輸入される際に提出されるインボイスの番号を記入。この場合、第9欄に“non-Party invoicing”及び当該インボイスを発出する者の<b>正式名称及び住所</b>を記入。</p> <p>原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が<b>不明</b>の場合、<b>本欄は空白</b>のまま。この場合、輸入者は税関に対し、当該事実が正当であることを宣誓する誓約書(少なくとも当該インボイスの番号及び輸入に使用される証明書の番号を記載)等、取引関係が判明するような資料を提出。</p>				
8. Certificate Number of the Phytosanitary Certificate or ITDI Certificate, if applicable. <b>検疫証明書又はITDI証明書の証明番号</b> ●		9. Remarks <b>備考</b> 第三国インボイスの場合には、インボイス番号の判明、不明に関わらず“non-Party invoicing”及び当該インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記入。 原産地証明書が <b>遡及発給</b> される場合には、発給当局が、“ISSUED RETROACTIVELY”を記入。 紛失等の理由により原産地証明書が <b>「再発給」</b> される場合には、発給当局が、 <b>当初の原産地証明書の発給日</b> 及び“CERTIFIED TRUE COPY”を記入。		
10. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ Signature: _____ Name (printed): _____ Company: _____		11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. <b>フィリピンの発給機関</b> - フィリピン関税局  Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp _____ Place and Date: _____ Signature: _____		

遡及発給の場合、船積日  
(例えば、B/L(又は Air Waybill)の日付)

フィリピンの発給機関  
- フィリピン関税局

輸出者(又は代理人)による記入。  
・日付(証明書申請の日付と同一)  
・署名: 自署又は署名の形状の印字

輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体による記入。  
・日付(原則として、船積日の翌日まで、それより後の発給を遡及発給として扱う)  
・署名(権限のある政府当局又はその指定する団体の署名は、自署又は署名の形状の印字)  
・押印

ゴム印は不可

ゴム印は不可

小バナナの場合

熱帯果実ワインの場合